生命（いのち）の安全教育推進事業

令和4年度予算額　33百万円
（前年度予算額　33百万円）

文部科学省

課題・背景

【委託事業 令和３年度事業開始】

性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、絶対に許されない。昨年決定した**「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」**に基づき、「生命（いのち）を大切にする」、「加害者・被害者・傍観者にさせない」ための**「生命（いのち）の安全教育」**を地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるよう取組を加速し、**全国に展開していく必要がある**。

また、女性に対する暴力が生まれる背景には女性の人権を軽視する傾向がある（2018,国連）と指摘があり、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

取組の必要性

◆「経済財政運営と改革の基本方針2021 について」（R3.6.18閣議決定）

第2章．５（２）女性の活躍

「…、性犯罪・性暴力対策の強化などの取組を推進する。…」

◆「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（R3.6.16すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

Ⅲ　女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（１）女性に対するあらゆる暴力の根絶

③生命（いのち）の安全教育の令和５年度全国展開に向けた取組

「生命（いのち）の安全教育」について、保護者への周知を含め、進める。このため、性被害の未然防止を目的とした予防啓発教材を活用したモデル事業を令和３年度、令和４年度に実施し、教育機関における実証を通じた指導モデルを開発する。

◆「第5次男女共同参画基本計画】（R2.12）

第5分野・女性に対するあらゆる暴力の根絶

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。

Ⅰ　学校等における生命（いのち）の安全教育の推進

ｉ）指導モデルの開発

子供たちを性暴力の当事者にしないため、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引きを活用して、実践校において指導モデルを作成する。実践校や教育委員会等では、子供たちへの指導の充実や教職員の理解を深めるための研修や、外部講師や外部有識者等の地域と連携を図り取組を進め、指導モデルの普及・展開を図る。　（幼・小・中・高・特支）

ii）指導事例の収集等

学校種や地域性などの特性を踏まえた多様な指導事例（指導案）や、全体計画モデル事例、教員研修のノウハウなど、全国のモデルとなる指導事例等についてとりまとめる。さらに、教員等の指導の充実を図るため、性暴力・性犯罪被害に関する現状と今後の取組の方向性などについて、教育委員会や学校に広く、周知・展開を図り、全国の学校等の教育の現場において「生命(いのち)の安全教育」に取り組むことができる環境を整備する。

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋

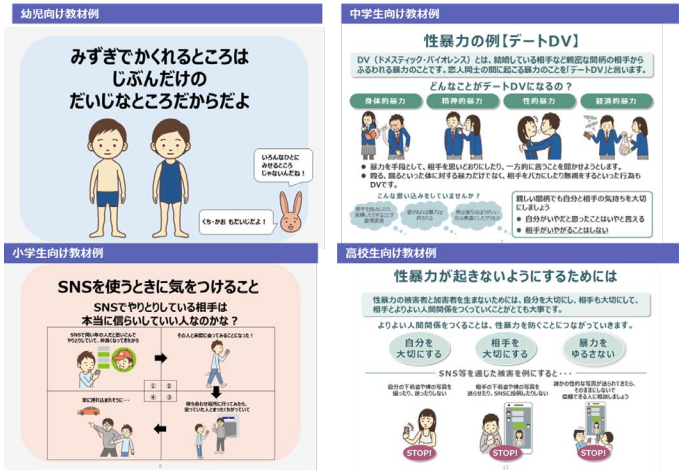

Ⅱ　学校と地域で育む男女共同参画の促進

小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育プログラムを活用して、児童生徒に対して、性差に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の解消を図るプログラムの実証を行う。